

○経済産業省令第十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(軽微な修理)</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 [略]</p> <p>八 騒音計に係る日本産業規格C151-16(二〇二〇) 附属書に掲げる軽微な修理</p> <p>九〇十二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(簡易修理)</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 [略]</p> <p>十 騒音計に係る日本産業規格C151-16(二〇二〇) 附属書に掲げる簡易修理</p> <p>[削る]</p> <p>十一 振動レベル計に係る次に掲げる修理</p> <p>[削る]</p> <p>イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え(外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。)</p> <p>ロ 電池その他の電源部の補修又は取替え</p> <p>ハ ねじ、バッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品(当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与</p>	<p>(軽微な修理)</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 [略]</p> <p>八 騒音計に係るマイクロナンコードを除くコードの補修又は取替え</p> <p>九〇十二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(簡易修理)</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 [略]</p> <p>十 騒音計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え</p> <p>ロ バッキンの取替え又は清掃</p> <p>十一 振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p>えることのないものに限る。)の補修又は取替え(検定証印等が付された部位を交換しない)でできるものに限る。)</p> <p>二 外箱を開けずに行うビックアップ コードの補修又は取替え</p> <p>ホ 電気回路部品(当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。)の補修又は取替え</p> <p>ハ ビックアップを除く分解清掃</p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第十二条ノ第九十条 [略] (計量器等の区分)</p> <p>第九十条の二 計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分(以下「計量器等の区分」という。)は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が公示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。</p> <p>様式第66 (第54条関係) 1～6 [略]</p> <p>7 旧姓併記の有無 有・無</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 旧姓併記を希望する場合は、別紙様式の氏名欄に、「現姓(旧姓)名前」と記載すること。</p> <p>様式第67 (第57条関係) [略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 氏名の訂正の場合であって、旧姓併記又は旧姓併記の解消を希望する場合は、その旨を第1項に記載すること。</p> <p>備考 表中の「」を注記せよ。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第十二条ノ第九十条 [略] (計量器等の区分)</p> <p>第九十条の二 計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分(以下「計量器等の区分」という。)は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が公示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。</p> <p>様式第66 (第54条関係) 1～6 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>様式第67 (第57条関係) [略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[新設]</p>
--	---

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。